

議 案 第 24 号

松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年11月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定に準じ、市議会議員の期末手当の支給割合を引き下げするため。

松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（昭和26年松戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項の表中

「	「										
<table border="1"><tr><td>12月1日</td></tr><tr><td>100分の220</td></tr><tr><td>100分の176</td></tr><tr><td>100分の132</td></tr><tr><td>100分の66</td></tr></table>	12月1日	100分の220	100分の176	100分の132	100分の66	<table border="1"><tr><td>12月1日</td></tr><tr><td>100分の200</td></tr><tr><td>100分の160</td></tr><tr><td>100分の120</td></tr><tr><td>100分の60</td></tr></table>	12月1日	100分の200	100分の160	100分の120	100分の60
12月1日											
100分の220											
100分の176											
100分の132											
100分の66											
12月1日											
100分の200											
100分の160											
100分の120											
100分の60											
」を	」に改める。										

附則第4項を削る。

第2条 松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項の表中

「											
<table border="1"><tr><td>6月1日</td><td>12月1日</td></tr><tr><td>100分の195</td><td>100分の200</td></tr><tr><td>100分の156</td><td>100分の160</td></tr><tr><td>100分の117</td><td>100分の120</td></tr><tr><td>100分の58.5</td><td>100分の60</td></tr></table>	6月1日	12月1日	100分の195	100分の200	100分の156	100分の160	100分の117	100分の120	100分の58.5	100分の60	
6月1日	12月1日										
100分の195	100分の200										
100分の156	100分の160										
100分の117	100分の120										
100分の58.5	100分の60										
	」を										

「							
<table border="1"><tr><td>6月1日</td><td>12月1日</td></tr><tr><td>100分の190</td><td>100分の205</td></tr><tr><td>100分の152</td><td>100分の164</td></tr></table>	6月1日	12月1日	100分の190	100分の205	100分の152	100分の164	
6月1日	12月1日						
100分の190	100分の205						
100分の152	100分の164						

100分の114	100分の123
100分の57	100分の61.5

」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。